破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２４号
釧路市芦野５丁目１番７号
債務者　伊藤　良則
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５号
岩手県奥州市胆沢区若柳字柏木田31番地
債務者　佐々木　貴
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第６号
岩手県奥州市胆沢区小山字北笹森94番地５
債務者　伊藤　信雄
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第７号
岩手県奥州市胆沢区小山字北笹森94番地５
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第６号
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原240番地の７、前住所福島県喜多方市豊川町高堂太字堂畑1343番地
債務者　佐藤　　瞳（旧姓猪貝）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第６６６号
埼玉県川越市大字砂948番地13
債務者　野村　　勇
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５０号
埼玉県狭山市大字水野372番地の38
債務者　吉田　祐士
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５７号
埼玉県所沢市大字久米1499番地の１　ＢＳコートⅡＢ―101
債務者　大谷健太郎
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６２号
埼玉県所沢市美原町３丁目2960番地の20　はずき荘25、前住所埼玉県狭山市広瀬台３丁目４番７号
債務者　千葉　竜男（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６３号
埼玉県狭山市大字下広瀬573番地の９　メゾンエスポワール102
債務者　千葉　杏奈
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６９号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目22番地の14　いちょうの郷
債務者　坂井　榮吉
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４９７７号
大阪府大東市泉町１丁目６番10号　リバーハイツＡ棟103号、前住所和歌山県橋本市野565番地の３
債務者　野呂　雄太
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８号
大阪府豊中市服部豊町１丁目12番９号　13号、前住所大阪府豊中市服部西町２丁目２番８―102号
債務者　瀬角　保典
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４１号
大阪市平野区流町１丁目６番８号　コーポ山忠205
債務者　上田喜代美
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７０号
静岡県浜松市中区早出町791―３　レオパレス早出第一Ｂ―201、住民票上の住所大阪府池田市緑丘２丁目４番110―104号
債務者　松下　　格
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７７号
大阪市淀川区田川１丁目８番１号
債務者　南鶴　早苗
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８４号
大阪府高槻市城南町１丁目15番14号
債務者　佐々木美代子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部